

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

日光市

2 構造改革特別区域の名称

日光市小中一貫教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

日光市の全域

4 構造改革特別区域の特性

日光市は栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、面積は1450km²で県土のおよそ4分の1を占め、全国でも3番目の広さである。本区域の約83%を森林が占め、豊かな自然環境の源となっている。平成18年3月20日、江戸時代には日光街道、例幣使街道、会津西街道が合流する宿場町として栄え、近年は県西部の中核都市として発展を続けてきた今市地域、奈良時代末期、勝道上人によって開かれ、江戸時代は二社一寺の門前町、近年は国立公園の指定により観光地として栄えてきた日光地域、江戸時代は宿場町として栄え、温泉の発見により温泉町として栄えてきた藤原地域、江戸時代の銅山の発見以来、銅山の町として栄え、近年はエコミュージアム構想のもと観光に尽力してきた足尾地域、平家の落人伝説が残り、近年は観光にも力を入れてきた栗山地域が合併し、新日光市となった。日光市の現在の人口は94,446人（平成19年12月1日時点）となっている。

本区域には、国から特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受け、ギネスブックにも世界一長い並木道として掲載された日光杉並木街道がある。

また、近世日本の生んだ最大の民主主義者といわれる二宮尊徳翁の終焉の地であり、報徳仕法が実践された地域でもある。土地を耕すとともに人の心を耕す報徳仕法は、当時の農村を復興させただけでなく、今日もなお「報徳の教え」として人々に受け継がれている。

教育・文化面においては、住民それぞれが個性を生かしながら、郷土（日光）のよさを共有し、さらに発展できるように、学校教育や生涯教育の充実を進めている。同時に人々との触れ合いが生まれる場の整備や環境づくりを推進し、生涯学習都市づくりを目指している。

生涯学習では、学びやまちづくりのリーダーの育成を目標とした「生涯学習まちづくりコーディネーター」の養成や、その成果を発表する「生涯学習まちづくりメッセ」を開催している。平成13年度に設立した旧今市市総合教育研究所では住民が主体的に学び、住民の視点で様々な提案や提言を行っている。また、住民一人一人が心身ともに健やかな生活を送るために、各種文化活動やスポーツ、レクリエーション活動にも力をいれている。

学校教育では、高度情報化や国際化に対応するために、小・中学校（小学校28校、中学校17校、全児童生徒数7,680人（平成19年5月1日時点））へのコンピュータの早期導入や外国語指導助手（ALT 6人）の学校派遣を積極的に進めている。また、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、平成19年度は加配教員のない学校への習熟度別指導対応指導助手（5人）をはじめ、発達障害等への個別支援対応指導助手（35人）

や複式学級解消対応指導助手（3人）、看護師（1人）などを派遣・配置している。さらには、発達障害のある児童生徒及び保護者への発達相談に専門的かつ長期的に応じられるよう特別支援教育相談員を市職員として採用するとともに、特別支援教育担当の大学教授等を発達相談員として委嘱し、各学校の要望に応じて巡回指導や相談活動にあたっている。

教員の資質の向上に関しては、教育課程や道徳教育・人権教育・性教育・情報教育等について、市教育会などと共催で研修会を計画的に行っている。

この他、全校に学校評議員を設置し、学校経営・運営に関する協力や助言を得るなど、地域に信頼される学校づくりに努めている。

現在、本区域の学校教育における具体的課題としては、特に、中学入学後に不登校が急激に増加している問題や小学校での英語活動への取組に学校格差が大きく生じている現状などが挙げられ、対応が急務となっている。そこで、その一方策として小・中学校間の連携強化及び一貫した指導への取組に、今後、市教育委員会として全面的な指導・支援をしていく所存である。

5 構造改革特別区域計画の意義

（1）小・中学校間の一貫性のある教育を実現する。

幼稚園・保育所と小学校間の接続については、幼・保・小連携推進委員会を設置し、教職員の職場交流や授業見学等により、互いの教育を理解し合い、就学前教育と小学校教育とを適切に接続できるよう取り組んでいる。集団生活を行う上での基本的なしつけや障害のある子どもに対する配慮等については、年数回の情報交換会等を行い、小学校入学後の集団指導や個別支援に役立てている。

小学校と中学校間の接続については、児童生徒指導担当者等連絡会議を年2回開催し、小・中学校間の情報交換や生徒指導を主とした連携推進に努めている。

しかし、本区域では小学6年生が中学1年生に進学すると、不登校生徒数が約2倍に増加している実態がある。不登校の原因としてはいろいろな要因が考えられるが、学びの集団が大きく変化し人間関係が複雑化すること、学級担任制から教科担任制に変わることで、学習指導や生徒指導のあり方が変化することなど小・中学校間の接続のあり方もその一因と推測できる。

また、学習指導においては外国語が新たに入ることや内容が難しくなるため、学習に対する不適応もうかがえる。中でも、小学校での英語活動にかなりの学校格差があり、中学入学時において学力差を生じている。

さらには、小規模中学校では小学生時のスポーツ少年団の種目が部活動になく、趣味や特技としての文化・スポーツ活動を継続してできない現状がある。

そこで、これら小・中学校間の適切な接続を図ることは緊急の課題である。

そのため日光市では、今後、本市小・中学校間において、既存の設置形態ながらも小中一貫した教育の実現に取り組む方針である。具体的には、「総合的な学習の時間」や「特別活動」及び「規制の特例措置を活用して小学校に新設する教科『英語』」を核とした一貫性のある学習指導や、放課後等における文化・スポーツ活動の一貫した指導体制を実現することにより、指導内容や方法・体制等が無理なく異校種間で接続できるようにする。

このことは、学習への不適応や不登校生徒の減少に大いに有効であると考えられる。

（2）国際化・情報化の進展に対応できる資質・能力を育成する。

今日、経済・政治等あらゆる面で国際化が急速に進展するとともにコンピュータ技術の発展は加速的である。また、地球規模で解決が求められている環境・地球温暖化問題や食糧問題など、今の子どもたちが社会で活躍する頃には確実に世界の人々と協働する機会が確実に増える。このような国際化・情報化等の著しい現代においては、英語及び情報機器の活用能力の育成は不可欠である。

そのため、総合的な学習の時間において情報教育を小学校段階から発達段階に応じて計画的に行うことにより、情報リテラシーの一貫した育成に努める。また、規制の特例措置を活用し、小学校において教科「英語」を新設し、小学校1学年から意図的計画的に英語に親しませることにより、英語によるコミュニケーション能力を育む。

このことは、今後、社会人として、また国際社会において十分通用する人材の育成にとって有効である。

6 構造改革特別区域計画の目標

義務教育9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で、児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばしていくことにより、「夢と希望をもち、明るい未来を力強く切り拓ける児童生徒の育成を図る」ことを目標としている。

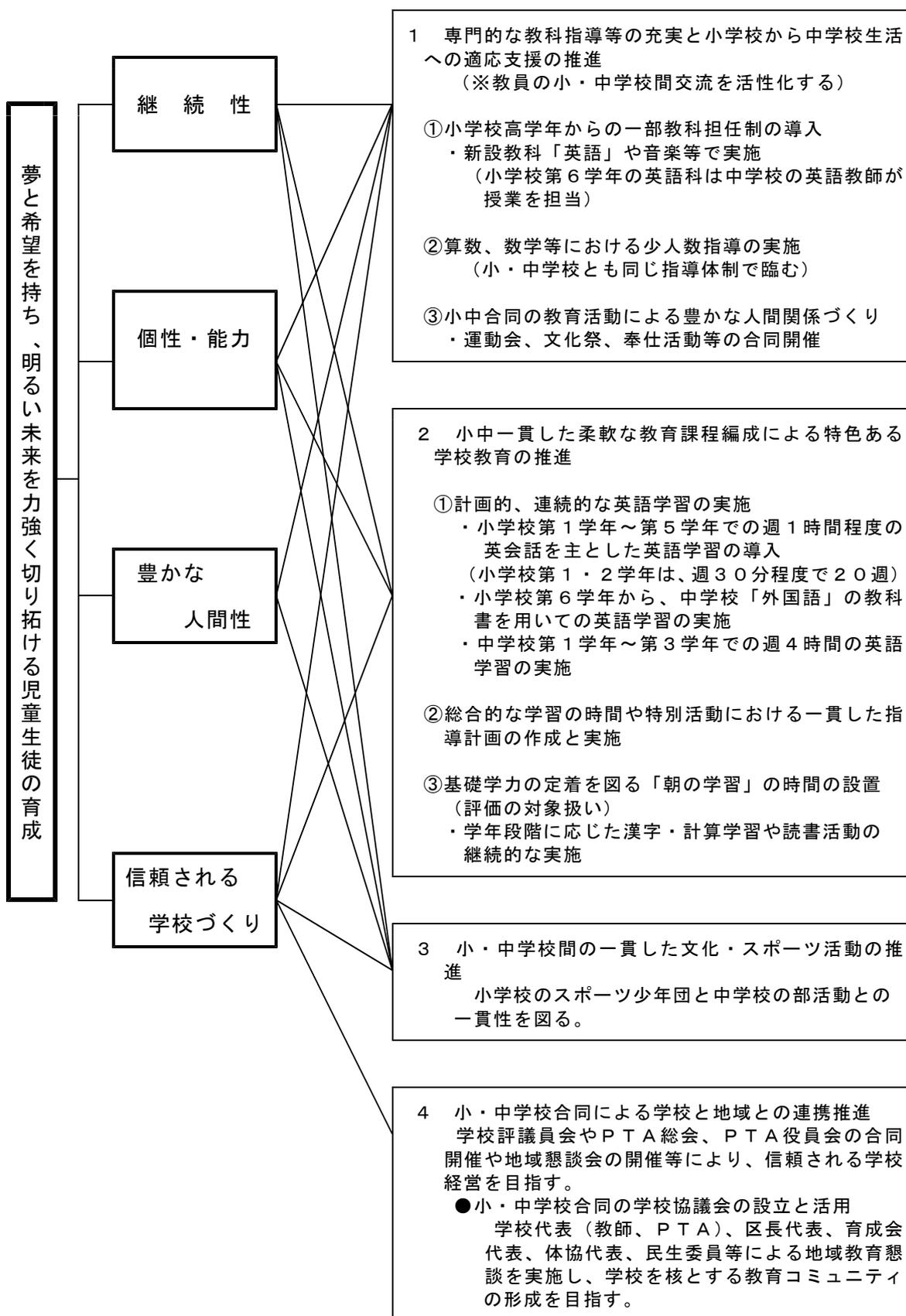
基本方針は、「継続性のある教育指導」・「個性の伸長と能力の向上」・「豊かな人間性の育成」・「保護者や地域から信頼される学校づくり」の重視とその具現化である。

これらの目標等を達成するために、教育課程に連続性を持たせた小中一貫教育を実施し、個に応じた適切かつ継続的な指導を行うことにより、「確かな学力」や「豊かな人間性」を育むとともに、未来へ向けて人生や社会を切り拓いていける実践力の育成を図る。また、学校・保護者・地域の三者による教育コミュニティづくり等を通して「信頼される学校づくり」を推進する。

なお、特色ある指導体制及び教育課程は以下の通りである。

- ① 小・中学校間の交流を行う。特に、中学校教員の教科の専門性を生かした教科担任制（主に英語と音楽等）を小学校高学年等で実施する。中学校の教師にとって、小学生の実態を把握できるし、中学校に進学する際には個に応じた受け入れ体制を準備しやすい。
- ② 規制の特例措置により、小学校第1学年～第6学年に新設教科「英語科」を新設し、小学校低学年から英語によるコミュニケーション能力を養う。その授業時数は、小学校第1・2学年は標準時数の上乗せの時数（週30分程度）を充てる。小学校第3学年～第6学年は、総合的な学習の時間に配当されている時数から週1単位時間（45分）を弾力的に充てる。なお、小学校第6学年から中学校の教科書を用いて英語学習を無理なくゆったりと楽しみながら展開する。
- ③ 総合的な学習の時間（情報教育、地域学習など）や特別活動（進路指導など）についても一貫したカリキュラムを作成し、発達段階に応じた適切な指導に取り組む。
- ④ 放課後等の文化・スポーツ活動における小・中学校間一貫した指導体制を整え、趣味や特技の継続的な伸長を図る。
- ⑤ 小・中学校合同に学校を核とする教育コミュニティづくりを推進する。

【目標達成のための具体的方策一覧について】



7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

経済的社会的効果については、本計画を長期的に継続実施することにより、やがてその成果が現れるものであるが、次のような効果を期待できると考えられる。

(1) 小・中学校の相互理解による学習指導及び児童・生徒指導の充実

小中一貫教育を実施することにより、小・中学校間において教師の交流がまず活性化される。中学校の教師にとっては、小学校段階から子ども一人一人の理解を深めることができる。小学校の教師にとっては、中学校での子どもの様子から小学校での指導のあり方を振り返ることができるし、中学校と連携しながら、必要に応じて個別支援や相談に応じることもできる。多くの教師が児童生徒一人一人について長期的に理解を深めながら、温かな人間関係を築くことが可能である。

また、中学校教員の専門性を可能な限り、小学校でも発揮する指導体制を組むことにより、児童がより興味・関心をもち、意欲的に学習できるものとする。

このような取組は、学習指導や児童・生徒指導を充実させ、基礎学力を向上させるとともに、学校生活への不適応による不登校児童生徒を減少させることができる。

(2) 英語教育や国際理解教育の充実

小学校から中学校までの一貫した英語教育カリキュラムを作成し、規制の特例措置により、小学校に新設教科「英語科」を新設するとともに中学校では週4時間の必修「外国語」を行うことにより、英語によるコミュニケーション能力や異文化を理解できる国際性豊かな人材が育成できる。また、中学校卒業段階までには英語による簡単なコミュニケーションが可能となる人材を育てることができる。

(3) 情報教育の充実

継続的・系統的な情報教育を推進し、情報に関わる諸問題に自ら主体的に対応できるスキルやモラルを育成することにより、適切に情報収集・情報発信をする能力はもとより最近の情報を基盤とした創造性豊かな人材を育成することができる。

(4) 郷土愛及び地域伝統文化の推進と継承

総合的な学習の時間において、地域学習を一貫して行うことにより、地域の自然や人々との関わりを深め、郷土のよさを認識し、郷土を愛する態度が育成できる。また、地域の伝統文化や人材を学習に生かすことは、地域の文化活動を推進し継承する効果が期待できる。

(5) 個性の伸長と地域教育力の向上

スポーツ少年団活動と中学校の部活動との一体化を図り、学校と地域の指導者の連携の下、長期的・継続的に個性を生かせる文化・スポーツ活動に取り組める指導体制を構築することは、児童生徒の趣味・特技をより伸ばすことができる。また、学校協議会を設立し、学校教育及び社会教育等について話し合いをもつことは、学校を核とした教育コミュニティの形成や地域教育力の向上を図ることができる。

(6) 信頼される学校づくりの推進

小中一貫教育の導入による教育課程の研究開発は、教師自身の意識改革と研修の機会となり、指導力の向上につながる。また、地域や関係機関との協議の場が増えることにより、公立学校としての信頼性を高めることができる。

(7) 経済的な効果

小学校における新設教科「英語科」や中学校での必修教科「外国語科」の時数増など英語教育の充実を目指し、ネイティブ・スピーカーとしてのALTを3人増員するとともに、英語担当非常勤講師を新たに5～6人採用する予定である。これにより、雇用増大の効果と外国語教育産業の需要増加が見込まれる。

8 特定事業の名称

番号(802) 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

番号(819) 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「日光市小中一貫教育推進委員会」の設置

本区域が計画している小中一貫教育の目的達成を目指し、本事業の企画・運営等に対する指導・助言を行う機関を設置している。

(2) 小中一貫教育研究校の指定

本事業の実施にあたり、研究校を指定し、推進していく上での諸課題や成果等について特に実践的研究を行い、成果等を市内をはじめ広く公開発表する。また、その研究成果を基に本区域全校で順次実施する。

研究指定校では、「小・中学校合同研究部会」を設置し、学校・保護者・地域の協力連携を得ながら、「学習指導連携部」・「文化・スポーツ活動連携部」・「教育コミュニティづくり連携部」等を立ち上げ、具体的な実践に取り組む。

(3) 小中一貫教育のカリキュラム作成と改善

小中一貫して取り組む「総合的な学習の時間」や「特別活動」及び小学校に新設する「英語科」の実施に伴い、各カリキュラムを作成する。また、実施後に検討・改善を行う。

(4) 英語教育推進事業の実施

① 小・中学校での英語教育の充実

小学校では、規制の特例措置により、新設教科「英語科」を設置し、全学年週1時間程度の学習に取り組む。中学校では、必修教科「外国語」を週4時間実施し、英会話力の強化に努める。また、教師の英語教育に関する研修を開催し、指導力の向上を図る。

② ALTの増員

国際化社会の進展に対応するため、英語学習への興味・関心を高め、国際感覚を磨き、英語のコミュニケーション能力等の育成を図るため、ALTを計画的に今より3人増員する。

③英語担当非常勤講師の採用

小・中学校の英語教育を英会話を中心にきめ細かに行うため、英語担当非常勤講師を9～10人採用する。

④姉妹都市「アメリカ・ラピッド市」との交流

教職員や生徒等の相互派遣により、現在交流を深めている。今後も継続し、国際交流を図るとともに国際感覚豊かな人材を育成する。

(5) 小・中学校間における教員交流の推進

中学校区における兼務発令により、異なる校種での授業を担当できる体制を整備し、小・中学校教員の協働関係を構築することにより、教師の専門性を生かした指導の充実を図る。

《具体例》

- ・ 中学校の英語教師が、小学校第6学年の新設教科「英語科」の授業を学級担任とチームティーチング（TT）で担当する。
- ・ 教員の構成にもよるが、中学校の音楽担当教師が小学校で音楽を指導したり、小学校の教師で家庭の教員免許を有する者が、中学校で家庭科の授業を担当するなど

(6) 本事業に係る学校での内部評価・外部評価の実施

児童生徒・教職員・保護者・学校協議会委員による評価を実施し、翌年度への取組みに反映させる。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

日光市の全市立小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日より

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

日光市

(2) 事業が行われる区域

日光市全域

(3) 実施期間

- ・平成17年4月1日 (市の小中一貫教育研究校となる今市市立小林小学校、小林中学校)
- ・平成19年4月1日 (小林小学校・小林中学校、新規研究校となる落合東小学校・落合西小学校・落合中学校、小来川小学校・小来川中学校、湯西川小学校・湯西川中学校の計9校)
- ・平成20年4月1日 (日光市の全市立小・中学校)

(4) 事業により実現される行為や整備される施設など

- ① 「総合的な学習の時間」や「特別活動」及び「外国語」に関して、カリキュラムを再編し、小中一貫した教育を展開する。
特に英語教育については、小学校の教育課程を再編し、小学校第1学年から「英語科」を新設し、英会話や国際理解教育を系統的・発展的に指導するとともに、小学校第6学年から中学校の教科書を使用しての学習を行う。また、中学校の教育課程を再編し、必修教科「外国語科」を週4時間実施する。(第3期研究校13校については第1学年のみ)
- ② 学校・保護者・地域が連携し、地域指導者を確保した上で、放課後のスポーツ少年団活動と部活動を整理・統合しての一貫した指導に取り組む。
- ③ 各中学校区での小・中学校合同の学校協議会による学校を核とした教育コミュニティづくりに取り組む。
- ④ 学習指導の充実のために、市費雇用のALTや英語担当教員を新たに採用するとともに、地域人材を活用する。
- ⑤ 施設は、当面、既存のもので対応する。

5 当該規則の特例措置の内容

(1) 取組の期間

市の小中一貫教育の研究指定校となる今市市立小林小・中学校においては、平成17年4月1日から、またその他の学校については順次小中一貫教育を拡大し、平成20年4月1日からは市内全校で実施にあたる。

実施内容等については、毎年評価・見直しを行う。また、新しい学習指導要領が示された時点においては、その後の継続等について十分な検討を行う。

(2) 教育課程の基準によらない部分

- ① 小学校に教科としての「英語科」を設置する。
第1・2学年 … 標準時数の上乗せの時数として週当たり30分授業を1回行う。
(年間で計20回実施)
第3～6学年 … 「総合的な学習の時間」から35時間分を「英語科」に充て、
週当たり45分授業を1回、年間で計35回実施する。
- ② 小学校の「総合的な学習の時間」の時間数を35時間削減する。(第3～6学年)

③ 中学校第1～3学年まで、総合的な学習の時間の授業時数から35時間分を「外国語科」の増加時数にあてる。(第3期研究校の13校については、中学1年生のみ)

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

【小学校の英語教育について】

中学校で行う教科「外国語科」の学習に役立つ英語の基礎的なコミュニケーション能力の育成を図るため、小学校において第1～6学年まで教科「英語科」を新設する。

授業時数は、第1・2学年が、週当たり30分授業を1回、年間で計20回実施する。第3～6学年は、週当たり45分授業を1回、年間で計35回実施する。

その授業時数については、小学第1・2学年は学校裁量の時間、第3～6学年は総合的な学習の時間から充てる。

中学校で行う英語学習の基礎となる目標・内容を発達段階に応じて取り扱い、小学校第1学年から中学校第3学年までの9年間をかけて連続的・系統的に無理なく実践的コミュニケーション能力の育成を図ることをねらいとする。

大まかには、第1学年から第5学年までは、「聞く・話す」の2領域を中心に学習し、小学校第6学年からは中学校で学習する「外国語科」の教科書を用いて「聞く・話す・読む・書く」の4領域をバランスよく学習する。(中学校で履修する英語を小学校第6学年からゆとりをもって学習し、英語運用能力の定着を図る。)

指導体制としては、小学校第1学年～第5学年は学級担任と英語担当非常勤講師若しくはALTが担当し、第6学年については、学級担任と中学校の英語教師(または英語担当非常勤講師)及び必要に応じてALTが指導する。また、英語担当非常勤講師、ALTを増員するとともに情報機器の活用などにより、楽しみながら生きた英会話が学習できるよう環境を整備する。

【中学校の英語教育について】

中学校第1～3学年まで、英語運用能力を高めるため、教科「外国語科」の授業時数を現行より週1時間増やし実施する。なお、その増加授業時数分は総合的な学習の時間から生み出す。

(第3期研究校13校については第1学年のみ)

小学校からの連続した教育により、義務教育修了段階において、生徒全員が具体的な場面で初歩的な英語を使ってコミュニケーションができるだけの実践的コミュニケーション能力の育成に取り組む。

なお、転入生に対しては個別指導等により対応する。

(4) 規制の特例措置の必要性

今日、学校教育においては、各学校が「自ら学び、自ら考える力」など「生きる力」の育成を基本的なねらいとした「特色ある教育活動」に取り組んでいる。

こうした中であって、小学校から中学校に進学する段階での子どもたちの現状は、新たな夢や希望をもって中学生生活をスタートする反面、学校における生活上のきまりや学習内容、指導方法などの違いから、心理的ストレスを抱きやすい傾向にあり、現に不登校も急増している。また、小規模中学校では、選択教科や部活動での選択幅が少なく、小学校での興味・関心を継続して伸ばしにくいなどの課題がある。

そこで、小・中学校間の連携がたいへん重要となっている現状を鑑み、その一方策として小中一貫教育を導入し、小・中学校の教職員が共通した指導観・学力観をもちながら、義務教育9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動に取り組むことにより、学習や諸活動において子ども一人一人の能力や適性を継続的に伸ばしていくことが必要であると考えます。

具体的には、「継続性のある教育指導」・「個性の伸長と能力の向上」・「豊かな人間性の育成」・「保護者や地域から信頼される学校づくり」を基本方針とした教育実践に取り組む。

特色としては、「中学校教師による小学校での一部教科担任制」や「小・中学校合同の運動会や文化祭」・「小中一貫した英語教育・総合的な学習の時間の指導・進路指導のカリキュラム化」・「中学校における英語学習の充実」・「小・中学校一貫したスポーツ活動」・「小・中学校合同の学校協議会」等の実施を考えている。

またその取組により、「小・中学校教職員の交流による児童生徒理解の促進」や「教師の専門性を生かした教科担任制による学力の向上」・「一貫した指導によるスポーツ技能等の向上やたくま

しい心身の育成」・「学校を核とした教育コミュニティ形成による家庭や地域の教育力の向上」等の成果を期待している。

中でも英語教育については、国際化・情報化などの急速に進展している現実社会を生きていく子どもたちにとって、国際的な共通語となっている英語によるコミュニケーション能力を養うことが重要であるとの考えから、小中一貫したカリキュラムを作成し、その指導の充実にあたる。小学校からの英語教育の必要性については、脳生理学の研究により、「発音（外国語の習得など）に関しては右脳の働きが活発な6歳頃までが臨界期であり、8歳までは自然な言語習得能力が活発である。」とされ、多くの小学校で総合的な学習の時間に英語活動として学習している現状等から考えて明確である。

なお、この取組は、平成14年7月に文部科学省が発表した「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」で示された「子ども達が21世紀を生き抜くためには、国際共通語となっている『英語』のコミュニケーション能力を身に付けさせることが必要」という趣旨の具体的方策であると考えられる。

(5) 要件適合性を認めた根拠

本事業での国際化・情報化社会を見据えた取組や、自然や人々との豊かな関わり・体験を通して「生きる力」を育成することは、教育の目的である人格の完成等を示した教育基本法第1条に適合すると考える。

さらに児童生徒の心身の発達段階に応じた教育内容であり、個に応じたきめ細かな指導と継続的な指導により、基礎・基本の定着と個性の伸長を目指している。このことは、学校教育法第29条、同第30条、同第45条、同第46条等を十分に踏まえていると考える。

また前述したように、小学校第3学年から中学校第3学年までは、「総合的な学習の時間」を週1時間削除し、小学校での新設教科「英語科」や中学校「外国語科」の実施時数に充てる予定であるが、それによって生み出される小・中学校の英語教育においては、外国文化の理解とともに英語によるコミュニケーション能力を高めることにより、国際化や情報化など社会の変化に対応できる能力や資質（生きる力）を育成することをねらいとする。これは「総合的な学習の時間」のねらいと合致するものである。

なお、本事業を実践した場合においても、日本国憲法26条や教育基本法第4条で保障した最低限度の教育を受けることは確保されており、法的にも適合している。

(6) 日光市小中一貫教育校の教育課程 (平成17年度から小中一貫研究指定校にて実施)
 【小学校】 下段：標準授業時数との増減

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	道徳	特別活動	総合的な学習	英語	総授業時数
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		13	795
													+13	+13
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		13	853
													+13	+13
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	70	35	910
												-35	+35	
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	70	35	945
												-35	+35	
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	75	35	945
												-35	+35	
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	75	35	945
												-35	+35	

【中学校1】 第1・2期研究校4校 (落合中・小林中・小来川中・湯西川中)
 下段：標準授業時数との増減

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習	総授業時数
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0-30	35-65	980
									+35				-35	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	50-85	35-70	980
									+35				-35	
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	105-165	35-95	980
									+35				-35	

【中学校2】 第3期研究校13校 (今市中・東原中・豊岡中・大沢中・日光中・中宮祠中・東中・藤原中・川治中・三依中・栗山中・川俣中・足尾中) 下段：標準授業時数との増減

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習	総授業時数
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0-30	35-65	980
									+35				-35	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50-85	35-70	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105-165	35-95	980

規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

【 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 】

名称	栃木県日光市立小・中学校
住所	下記一覧表のとおり
概要	日光市内に教育施設として、公立小学校 28 校、公立中学校 17 校があり、平成 19 年 5 月現在、小学校児童 4,915 名、中学校生徒 2,765 名が在籍している。

日光市立小・中学校一覧

学 校 名	住 所
今市小学校	日光市今市 531 番地
今市第二小学校	日光市瀬川 227 番地
今市第三小学校	日光市今市本町 18 番地 1
南原小学校	日光市土沢 460 番地
落合東小学校	日光市文挾町 106 番地
落合西小学校	日光市長畑 522 番地 2
大桑小学校	日光市大桑町 179 番地
轟小学校	日光市轟 53 番地
小百小学校	日光市小百 531 番地
大沢小学校	日光市大沢町 97 番地
大室小学校	日光市大室 356 番地
猪倉小学校	日光市猪倉 3314 番地
小林小学校	日光市小林 2708 番地
日光小学校	日光市萩垣面 2390 番地 2
清滝小学校	日光市清滝 2 番地 10 の 1
野口小学校	日光市野口 900 番地
中宮祠小学校	日光市中宮祠 2478 番地
所野小学校	日光市所野 820 番地
小来川小学校	日光市小来川 2817 番地
安良沢小学校	日光市久次良町 1777 番地
鬼怒川小学校	日光市藤原 19 番地
下原小学校	日光市鬼怒川温泉大原 2 番地
川治小学校	日光市藤原 1190 番地
三依小学校	日光市芹沢 20 番地
栗山小学校	日光市日陰 570 番地
湯西川小学校	日光市湯西川 643 番地
川俣小学校	日光市川俣 966 番地
足尾小学校	日光市足尾町赤沢 6 番地 2

学 校 名	住 所
今市中学校	日光市今市 1659 番地
東原中学校	日光市平ヶ崎 775 番地 1
落合中学校	日光市小代 310 番地
豊岡中学校	日光市芹沼 1958 番地
大沢中学校	日光市大沢町 97 番地
小林中学校	日光市小林 2384 番地
日光中学校	日光市久次良町 2096 番地 1
中宮祠学校	日光市中宮祠 2478 番地
東中学校	日光市七里 1020 番地
小来川中学校	日光市小来川 2817 番地
藤原中学校	日光市鬼怒川温泉大原 790 番地
川治中学校	日光市藤原 1190 番地
三依中学校	日光市中三依 835 番地 1
栗山中学校	日光市日向 1465 番地
湯西川中学校	日光市湯西川 643 番地
川俣中学校	日光市川俣 966 番地
足尾中学校	日光市足尾町向原 7 番地 1

別紙

1 特定事業の名称

819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

日光市の全市立小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日より

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

日光市

(2) 事業が行われる区域

日光市全域

(3) 実施期間

- ・平成17年4月 1日 (市の小中一貫教育研究校となる今市市立小林小学校、小林中学校)
- ・平成18年3月20日 (市の小中一貫教育研究校となる日光市立小林小学校、小林中学校)

(4) 事業により実現される行為や整備される施設など

特例措置により小学校に設置する教科「英語科」において、小学校第6学年より中学校の教科書を使用した英語教育を行う。

小学校第6学年～中学校第3学年までの計4年間の英語教育カリキュラムを編成し、中学校英語教育の充実にあたる。時間的ゆとりの中で、英語によるコミュニケーションを繰り返し学習しながら、日常生活での基本的な英会話ができるだけの資質・能力を養う。

5 当該規則の特例措置の内容

(1) 取組の期間

市の小中一貫教育の研究指定校となる日光市立小林小・中学校においては、平成17年4月1日から、またその他の学校については、実施の状況を見ながら順次拡大する。

実施内容等については、毎年度ごとに検討し、修正を行う。また、新しい学習指導要領が示された時点においては、その後の継続等について十分な検討を行う。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小・中一貫教育において、小学校第1学年から第6学年まで、規制の特別措置により「英語科」を設置し、教科としての音声中心の英語学習を行う。

心理学的見地からすると、小学校の中学年程度から、分析的・論理的・抽象的な能力、文字への興味や学習意欲が高まると言われている。そこでそれらが十分に高まった第5学年から、「聞くこと」、「話すこと」の言語活動に関連して、文字にもふれさせたい。

文字に興味をもたせながら、「読むこと」、「書くこと」の言語活動も取り入れていきたいが、児童によっては「読むこと」、「書くこと」に対する抵抗感があり、これらを指導・評価することで児童の苦手意識を芽生えさせ、英語嫌いを早期につくってしまう恐れがある。このことから、第5学年で文字にふれさせ、十分に興味をもたせ抵抗感をなくしてから、第6学年より「読むこと」、「書くこと」の言語活動を取り入れていきたい。

以上のように、第1学年から第5学年までは「聞くこと」、「話すこと」の2領域を中心に、第6学年からは「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4領域をバランスよく学習することが適切かつ効果的であると考えます。

①移行する内容

ア 小学校第6学年に中学校第1学年用の教科書を使い、アルファベット、(人称)代名詞、Be動詞、一般動詞、疑問文・否定文、名詞の複数形、三人称単数の一般動詞変化等を取り扱う。

イ 中学校第1学年に中学校第2学年用の教科書を使い、be動詞の過去形、過去進行形、未来を表す表現、There is (are)～の表現、接続詞 when や that、不定詞等を取り扱う。

ウ 中学校第2学年に中学校第3学年用の教科書を使い、現在完了形、接続詞 if,why で始まる節、「～の仕方」や「～するよう頼む」表現、形式主語の it 等を取り扱う。

②上学年の教科書の使用について

小学校第6学年に中学校第1学年用教科書を、中学校第1学年に中学校第2学年用教科書を、中学校第2学年に中学校第3学年用教科書を早期給与する。なお、各学年で使用する教科書は下表の通りである。

学年	年間授業時数	上学年から移行する主な内容 (言語材料)	使用する教科書
小6学年	35時間	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファベット ・(人称)代名詞 ・be動詞 ・一般動詞 ・疑問文/否定文 ・名詞の複数形 ・三人称単数の一般動詞変化等 	中学校第1学年用教科書
中1学年	140時間	<ul style="list-style-type: none"> ・be動詞の過去形 ・過去進行形 ・未来を表す表現 ・There is (are)～の表現 ・接続詞 when や that ・不定詞等 	中学校第1学年用教科書 及び 中学校第2学年用教科書
中2学年	140時間	<ul style="list-style-type: none"> ・現在完了形 ・接続詞 if,why で始まる節 ・「～の仕方」や「～するよう頼む」表現、 ・形式主語の it 等 	中学校第2学年用教科書 及び 中学校第3学年用教科書

6 計画初年度（平成17年度）に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考（早期給与校）
小学校第6学年	22	中学校第1学年用 英語	22	小林小

（平成18年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み）

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考（早期給与校）
小学校第6学年	29	中学校第1学年用 英語	29	小林小
中学校第1学年	22	中学校第2学年用 英語	22	小林中

（平成19年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み）

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考（早期給与校）
小学校第6学年	28	中学校第1学年用 英語	28	小林小
中学校第1学年	27	中学校第2学年用 英語	27	小林中
中学校第2学年	21	中学校第3学年用 英語	21	小林中

（平成20年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み）

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考（早期給与校）
小学校第6学年	19	中学校第1学年用 英語	19	小林小
中学校第1学年	28	中学校第2学年用 英語	28	小林中
中学校第2学年	28	中学校第3学年用 英語	28	小林中

（平成21年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み）

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考（早期給与校）
中学校第1学年	19	中学校第2学年用 英語	19	小林中
中学校第2学年	28	中学校第3学年用 英語	28	小林中

（平成22年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み）

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考（早期給与校）
中学校第2学年	19	中学校第3学年用 英語	19	小林中

規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

【 8 1 9 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業 】

名称	栃木県日光市立小・中学校
住所	下記一覧表のとおり
概要	日光市内に教育施設として、公立小学校 28 校、公立中学校 17 校があり、平成 19 年 5 月現在、小学校児童 4,915 名、中学校生徒 2,765 名が在籍している。

日光市立小・中学校一覧

学 校 名	住 所
今市小学校	日光市今市 531 番地
今市第二小学校	日光市瀬川 227 番地
今市第三小学校	日光市今市本町 18 番地 1
南原小学校	日光市土沢 460 番地
落合東小学校	日光市文挾町 106 番地
落合西小学校	日光市長畑 522 番地 2
大桑小学校	日光市大桑町 179 番地
轟小学校	日光市轟 53 番地
小百小学校	日光市小百 531 番地
大沢小学校	日光市大沢町 97 番地
大室小学校	日光市大室 356 番地
猪倉小学校	日光市猪倉 3314 番地
小林小学校	日光市小林 2708 番地
日光小学校	日光市萩垣面 2390 番地 2
清滝小学校	日光市清滝 2 番地 10 の 1
野口小学校	日光市野口 900 番地
中宮祠小学校	日光市中宮祠 2478 番地
所野小学校	日光市所野 820 番地
小来川小学校	日光市小来川 2817 番地
安良沢小学校	日光市久次良町 1777 番地
鬼怒川小学校	日光市藤原 19 番地
下原小学校	日光市鬼怒川温泉大原 2 番地
川治小学校	日光市藤原 1190 番地
三依小学校	日光市芹沢 20 番地
栗山小学校	日光市日陰 570 番地
湯西川小学校	日光市湯西川 643 番地
川俣小学校	日光市川俣 966 番地
足尾小学校	日光市足尾町赤沢 6 番地 2

学 校 名	住 所
今市中学校	日光市今市 1659 番地
東原中学校	日光市平ヶ崎 775 番地 1
落合中学校	日光市小代 310 番地
豊岡中学校	日光市芹沼 1958 番地
大沢中学校	日光市大沢町 97 番地
小林中学校	日光市小林 2384 番地
日光中学校	日光市久次良町 2096 番地 1
中宮祠学校	日光市中宮祠 2478 番地
東中学校	日光市七里 1020 番地
小来川中学校	日光市小来川 2817 番地
藤原中学校	日光市鬼怒川温泉大原 790 番地
川治中学校	日光市藤原 1190 番地
三依中学校	日光市中三依 835 番地 1
栗山中学校	日光市日向 1465 番地
湯西川中学校	日光市湯西川 643 番地
川俣中学校	日光市川俣 966 番地
足尾中学校	日光市足尾町向原 7 番地 1